

予防関係届出書及び申請書の電子メール及び郵送による提出について

予防関係届出書及び申請書（以下、届出書等）を提出される方の負担軽減，利便性を図るため，届出書等の一部について電子メール及び郵送（以下，電子メール等）でも受付いたします。

※届出書等を提出される場合には，必ず提出先消防署に電話でお問い合わせください。

電子メール等で提出できる届出等

防火対象物関係
・ 消防計画作成（変更）届出書
・ 防火・防災管理者選任（解任）届出書
・ 全体についての消防計画作成（変更）届出書
・ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
・ 防火対象物点検結果報告書
・ 防火対象物点検報告特例認定申請書
・ 防災管理点検結果報告書
・ 防災管理点検報告特例認定申請書
・ 管理権原者変更届出書（防火対象物，防災管理対象物）
・ 自衛消防訓練通報書
・ 自衛消防組織設置（変更）届出書
・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
・ 工事整備対象設備等着工届出書
・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
・ 消防法令適合通知書交付申請書（旅館・ホテル等，住宅宿泊事業）
・ 旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会
・ 表示マーク交付（更新）申請書
・ 表示制度対象外施設申請書
・ 禁止行為の解除承認申請書
・ 火災予防上必要な業務に関する計画提出書
・ 防火対象物使用開始届出書
・ 火を使用する設備等設置届出書
・ 急速充電・燃料電池発電・発電・変電・蓄電池設備設置届出書
・ ネオン管灯設備設置届出書
・ 水素ガスを充填する気球の設置届出書

・火災とまぎらわしい煙等届出書
・煙火打上げ等届出書
・催物開催届出書
・水道断水等届出書
・道路工事届出書
・露店等の開設届出書
・指定洞道等届出書
・少量危険物等貯蔵取扱届出書
・少量危険物貯蔵取扱等廃止届出書
・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書
・改修（計画）報告書
・点検報告に係る改修（計画）報告書
危険物関係
・完成検査済証再交付申請書
・危険物製造所等譲渡引渡届出書
・危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
・危険物製造所等廃止届出書
・危険物保安監督者選任・解任届出書
・予防規程制定変更許可申請書
・休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書
・休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書
・許可書等再交付申請書
・危険物製造所等休止・再開届出書
・危険物製造所等設置者氏名・名称等変更届出書
・危険物製造所等許可申請取下・許可取止届出書
・予防規程の軽微な変更届出書
・危険物製造所等軽微な変更届出書
・危険物製造所等火気使用工事届出書
・地下貯蔵タンクの在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書
火災関係
・不動産り災申告書
・動産り災申告書
・車両・船舶・航空機り災申告書

提出先消防署

管轄する下記の消防署に電話で確認し提出した後、提出してください。

消防本部予防課 (危険物施設関係等)	〒301-0837 茨城県龍ヶ崎市 3571 番地の 1 TEL 0297-64-3744 E-mail fpd-yobou@inashiki-kouiki.jp
龍ヶ崎消防署 (龍ヶ崎市)	〒301-0822 茨城県龍ヶ崎市 1759 番地 TEL 0297-62-5131 E-mail ryu-119@inashiki-kouiki.jp
龍ヶ崎消防署新河分署 (稲敷市旧新利根町, 河内町)	〒300-1312 茨城県稲敷郡河内町長竿 5765 番 TEL 0297-84-0119 Email shinkawa-119@inashiki-kouiki.jp
龍ヶ崎消防署西部出張所 (龍ヶ崎市)	〒301-0007 茨城県龍ヶ崎市馴柴町 1 区 23 番地の 2 TEL 0297-66-0119 E-mail ryunishi-119@inashiki-kouiki.jp
牛久消防署 (牛久市)	〒300-1233 茨城県牛久市栄町 4 丁目 1 番地 TEL 029-873-0119 E-mail ushiku-119@inashiki-kouiki.jp
牛久消防署東部出張所 (牛久市)	〒300-1288 茨城県牛久市久野町 798 番地 1 TEL 029-875-0119 E-mail ushikuhigashi-119@inashiki-kouiki.jp
いなほ消防署 (稲敷市旧江戸崎町, 美浦村)	〒300-0507 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 2 TEL 029-892-0119 E-mail inaho-119@inashiki-kouiki.jp
いなほ消防署桜東分署 (稲敷市旧桜川村, 東町)	〒300-0737 茨城県稲敷市上須田 355 番 1 TEL 0299-79-3720 E-mail outou-119@inashiki-kouiki.jp
阿見消防署 (稲敷郡阿見町)	〒300-0333 茨城県稲敷郡阿見町若栗 3337 番地 TEL 029-887-0119 E-mail ami-119@inashiki-kouiki.jp
利根消防署 (北相馬郡利根町)	〒300-1622 茨城県北相馬郡利根町布川 2073 番地 TEL 0297-68-3755 E-mail tone-119@inashiki-kouiki.jp

来庁による提出に必要な届出書等

- ・各種届出書（原則，正本及び副本）

内容確認を行う場合がありますので，可能な限り対応可能な方が提出してください。

電子メールによる提出に必要な届出書等

- ・各種届出書

A3 サイズを超える図面等の書類は別途郵送されるか，A3 以下に縮小（見合った縮尺）した図面等で提出してください。

また，記載漏れや書類の添付漏れ等ある場合には，消防署から連絡することがありますので，対応可能な方の連絡先を記入してください。

なお，副本の返却は，提出された届出書に「届出済印」等を押印して PDF で返信いたします。

郵送による提出に必要な届出書等

- ・各種届出書（原則，正本及び副本）

記載漏れや書類の添付漏れ等ある場合には，消防署から連絡することがありますので，対応可能な方の連絡先を記入してください。

また，副本の返却のため，返信先の宛名を記載した返信用封筒，重さや大きさに応じた料金分の切手を貼付して同封ください。

注意事項

- (1) 届出書等の種類によっては，手数料が必要となる場合，事前協議及び消防検査が必要となる場合がございますので，必ず提出する前に電話でお問い合わせしてください。

- (2) 電子メール等による届出等の提出は、不明な点を到達時に確認できないため、確認作業に時間を要する場合がありますので、提出は余裕を持って行ってください。
- (3) 郵送方法については任意ですが、消防署に郵便物が届かない場合、消防署から郵便物が届かない場合などの郵送事故による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- (4) 届出書等に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて届出書等を送付していただく場合があります。
また、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができませんので、改めて返信用の封筒を郵送していただく場合がありますので注意してください。